◎新潟県告示第1337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月６日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　城内焼野線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
南魚沼市北田中字沢田 369 番１から 同市野田字下原585番１まで	新	7.6～15.5メートル	98.0メートル
	旧	6.2～8.3メートル	96.5メートル

備考　路線の重用

全区間県道欠ノ上五日町線と重用

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　欠ノ上五日町線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
南魚沼市北田中字沢田 369 番１から 同市野田字下原585番１まで	新	7.6～15.5メートル	98.0メートル
	旧	6.2～8.3メートル	96.5メートル

備考　路線の重用

全区間県道城内焼野線と重用